

当日配布資料3

第2回策定委員会資料(H26.10.3)

資料（その他 関係）

介護保険事業計画の記載  
内容について

# 基本的な指針（案）の概要～市町村介護保険事業計画の記載事項

## ＜総論Ⅰ＞

### 基本理念・達成しようとする目的・地域の特色

地域包括ケアシステムの基本理念や認知症施策の推進の趣旨に沿うものとする。

### 計画期間・他の計画との関係

第6期は平成27年度から29年度。

- ・介護に関する施策を居住等に関する施策と連携して推進することが重要。
- ・都道府県との協議により、実情に応じた高齢者向け住まいの供給目標を都道府県の高齢者居住安定確保計画に反映させることも可能。

### 計画作成のための体制の整備

関係部局の連携、計画作成委員会等の開催、被保険者の意見の反映、都道府県との連携。

- ・地域包括ケアシステム構築には府内一丸の取組が必要。
- ・府内横断的なプロジェクトチームの設置なども考えられる。

### 公表と普及啓発、達成状況の点検評価

## ＜総論Ⅱ（現状の評価・今後の見通し）＞

### 高齢者（被保険者）の現状と見込み

人口・被保険者数・要介護者数の見込み。

### 保険給付の実績把握と分析

- ・介護保険事業状況報告、地域包括ケア「見える化」システムなどを活用して、保険給付の動向・特徴を分析、把握。
- ・日常生活圏域ニーズ調査の実施とその反映。
- ・地域ケア会議を活用した課題把握と支援策。

### 日常生活圏域とその状況

地域包括ケアシステムを構築する区域。中学校区単位等。

### 平成37年度の推計と第6期の目標

- ・介護サービス・地域支援事業の量・費用や保険料の中長期的な推計を行って、計画に示す。
- ・中長期推計を見て第六期の保険料を定め、段階的な充実の方針と第六期の位置づけを定める。

## <各論（計画期間中の取組）>

### 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項

#### ①在宅医療・介護連携の推進

市町村が主体となって地域医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる。

#### ②認知症施策の推進

認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関等の状況を示すとともに、取組の具体的な計画を定める。

#### ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・高齢単身・夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加。
- ・コーディネーターを活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指す。
- ・元気な高齢者が担い手として活躍することも期待。

#### ④高齢者の居住安定に係る施策との連携

- ・住まいの提供と住まいでの生活支援サービスは保健・医療・介護サービスの前提。
- ・必要に応じ高齢者向けの賃貸住宅や老人ホームの供給目標を定める。
- ・養護老人ホームや軽費老人ホームも活用。

### 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

入所・居住系サービス、在宅サービス、予防給付サービス

- ・各年度におけるサービス量の見込みと地域密着型サービスの必要入所(利用)定員総数を定める。
- ・特別養護老人ホームについては、入所申込者のうち、真に入所が必要と判断される者の状況も踏まえる。

### 各年度における地域支援事業の量の見込み

総合事業、包括的支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業については、第6期期間中に予防給付等対象サービスのうち訪問介護・通所介護が同事業に移行することに留意して見込む。

総合事業：ガイドラインを参考にしながら、既存のサービスである専門的なサービスから住民主体の支援まで多様なサービスの量を見込む。

### 各年度における介護給付等対象サービスの確保方策

地域密着サービスの事業者指定への関係者の意見の反映、公募による事業者指定、報酬の独自設定

### 各年度における地域支援事業の確保方策

NPO、ボランティア、地縁組織等の活動支援、介護予防の達成状況の点検評価、総合事業の実施状況の調査分析評価

## 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

- ・介護給付等対象サービス:ケアマネ等との連携
- ・総合事業
- ・地域包括支援センターの設置及び適切な運営

介護サービス事業や総合事業等を行う者の情報提供のための体制整備、連携の確保に関する事項を定める。

## 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表

地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの所在地や事業内容、サービス内容について、介護サービス情報公表システムを活用して、積極的に情報発信。

## 市町村独自事業に関する事項

## 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

国の指針を踏まえ、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」の主要5事業や介護給付の適正化に資する事業内容を定める。

## 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

指定介護療養型医療施設については、引き続き、老人保健施設等への転換を推進しつつ、平成29年度末まで転換期限を延長していることに留意する。